

第 1 (総則)

J A S 構造材個別実証支援事業 (以下「個別実証事業」といいます。)に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第 2 (用語及び定義)

この要領で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

ア J A S 構造材

日本農林規格等に関する法律 (昭和25年法律第175号) に基づき制定された日本農林規格 (以下「J A S 規格」といいます。) の「製材 (JAS 1083)」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処理を施したものに限ります。)、 「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (昭和49年7月8日農林省告示第600号)」、 「直交集成板 (JAS 3079)」、 「集成材 (平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)」のうち構造用集成材 (中断面以上のもに限ります。) 及び「単板積層材 (平成20年5月13日農林水産省告示第701号)」のうち構造用単板積層材として格付が行われた木材製品をいいます。

イ 構造用製材

J A S 構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処理を施したものに限ります。) をいいます。

ウ 2×4 工法構造用製材

J A S 構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいいます。

エ C L T

J A S 構造材のうち直交集成板をいいます。

オ 構造用 L V L

J A S 構造材のうち構造用単板積層材をいいます。

カ 林産物 J A S

J A S 規格が制定され、これに基づき格付が行われた木材製品 (製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル (JAS 0360)、合板 (平成15年2月27日農林水産省告示第233号)、フローリング (JAS 1073)、素材 (平成19年8月21日農林水産省告示第1052号)) をいいます。

キ その他林産物 J A S

J A S 構造材以外の林産物 J A S の品目及び J A S 構造材の品目のうち、その品目の部材のすべてが構造耐力上主要な部分 (以下「構造部」という。) 以外の部材として使用されるものをいいます。

ク 宣言事業者

J A S 構造材活用宣言事業で J A S 構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいいます。

ケ 個別実証事業者

個別実証事業により選定した実証事業者をいいます。

コ 調達費

当該製品に係る材料費にプレカット加工及び運搬に要する経費を加算した金額をいいます。

第 3 (公募対象助成事業)

個別実証事業が採択された個別実証事業者には、別添1「JAS構造材活用宣言事業者が行うJAS構造材個別実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第4（個別実証事業者の申請の要件）

個別実証事業に申請できる者は、個別実証事業の対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下のすべての要件を満たす者としてします。

- ア JAS構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。
- イ 「別添1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 個別実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- オ 個別実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、3件目の個別実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）（以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。
- カ 個別実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、オに加え、工場全体の原木買取量（若しくは原材料の買取量）を前年（度）実績と同等若しくは増加させることを目的に、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をすること。
- キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる業者等からJAS構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。
- ク 法人格を有する者であること。

第5（個別実証事業の対象とすることができる物件）

個別実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請を提出し、且つ次の要件を満たす物件としてします。

- ア 建築確認申請又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- イ 3階以下の建築物で居住専用の戸建て住宅でないもの。
- ウ 建築物において基礎より上部の部分において、本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の住宅部分・非木造部分を除く）が10㎡を超えるものであること。
- オ 第6に定める、指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること。

第6（助成対象木材）

個別実証事業者が「別添1」に定める事業を実施するのに必要な木材のうち助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）の範囲及び材積は、林産物JASのうちJAS構造材ごとに以下に定めたものとします。ただし、3階建て以下の建築物で産業用途と居住用途を兼ねるものにあつては、居住用途の部分に使用される木材を除くこととします。なお、助成対象木材は、個別実証事業者が、クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材とします。

1 構造用製材

- ア 機械等級区分構造用製材の部材の一部は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、機械等級区分構造用製材を構造部に使用する階を対象とし、当該の階で使用した林産物 J A S とします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積及びその 5 0 % に相当する量の材積を上限とするその他林産物 J A S の材積の合計とします。

2 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T

- ア 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階を対象とし、当該の階で使用した林産物 J A S とします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の材積並びにそれと同量の材積を上限とするその他林産物 J A S の材積の合計とします。

3 1 の構造用製材と 2 の 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T を構造部に併用する場合

- ア 機械等級区分構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の柱、梁桁（横架材）、トラス、土台、壁、床、屋根のいずれかに使用されることを必須とします。
- イ 助成対象の範囲は、構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階を対象とし、当該の階で使用した林産物 J A S とします。
- ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積及びその 5 0 % に相当する量の材積を上限とするその他林産物 J A S の材積の合計に 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の材積並びにそれと同量の材積を上限とするその他林産物 J A S の材積の合計を加算した量とします。

第 7（助成金額）

助成金額は以下の 1 から 3 の区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とします。

助成額は一件の個別実証事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合、または第 6 で規定した助成対象となる階が 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とします。

1 構造用製材

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 1 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用予定の構造用製材の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で使用予定の構造用製材の材積に 100,000 円 / m³ を乗じた金額を加算した金額、前記のほか、第 6 の 1 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産

物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。

- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 1 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用した構造用製材の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で使用した構造用製材の材積に 100,000 円 / m³ を乗じた額を加算した金額、前記のほか、第 6 の 1 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額
 - ③ 第 1 6 に定める様式 6 号別紙 2 に基づく構造用製材の調達費に第 6 の 1 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
- 2 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T
- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 2 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用予定の 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で使用予定の 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 100,000 円 / m³ を乗じた金額、並びに使用予定の C L T の材積に 140,000 円 / m³ を乗じた額を加算した金額、前記のほか、第 6 の 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
 - ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 2 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用した 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で使用した 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 100,000 円 / m³ を乗じた金額、並びに使用した C L T の材積に 140,000 円 / m³ を乗じた額を加算した金額、前記のほか、第 6 の 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額
 - ③ 第 1 6 に定める様式 6 号別紙 2 に基づく 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の調達費に第 6 の 2 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
- 3 1 の構造用製材と 2 の 2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T を構造部に併用する場合
- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 3 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 100,000 円 / m³ を乗じた金額、並びに使用予定の C L T の材積に 140,000 円 / m³ を乗じた額を加算した金額、前記のほか、第 6 の 3 のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物 J A S の調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
 - ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 の 3 のイで規定する助成対象となる階を最上階から数えて 4 未満の階で使用した構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用 L V L の材積に 50,000 円 / m³ を乗じた金額、4 以上の階で

使用した構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用LVLの材積に100,000円/m³を乗じた金額、並びに使用したCLTの材積に140,000円/m³を乗じた金額を加算した金額、前記のほか、第6の3のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物JASの調達費に1/2を乗じた額を加算した金額。

- ③ 第16に定める様式6号別紙2に基づく構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL及びCLTの調達費に第6の3のウの後段に規定する量を上限とする助成対象のその他林産物JASの調達費に1/2を乗じた額を加算した金額。

第8（個別実証事業申請書類の作成等）

個別実証事業申請者は、JAS構造材個別実証支援事業申請書（様式1号）及び付属資料を別添2に定める地域木材団体を經由して、全木連に提出するものとします。

第9（個別実証事業申請書等の提出期限等）

1 提出期限

令和2年5月28日（金）から令和2年10月30日（金）17時までとします。

2 申請書の提出場所

個別実証事業に申請する物件の住所にある別添2に定めた地域木材団体とします。

（注）郵送の場合は、封筒に「JAS構造材個別実証支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、事業の内容等に関するお問い合わせ先 （事務局）

一般社団法人全国木材組合連合会内JAS構造材利用拡大事業事務局

4 提出いただくもの

ア 第8に規定する申請書

- ・様式1号
- ・様式1号（別紙1 1～3）
- ・共同申請者がある場合は、別紙1号（共同申請）

イ 調達費の算出に係る資料（調達費算出シート）

ウ 申請物件に使用される木材、林産物JASの品目、使用予定材積、予定調達費がわかる見積書等

エ 建築工事業、又は大工工事業の許可証の写し

オ 建築確認申請の写し、及び受付されたことがわかる証左の写し、施工者として確認できる者からJAS構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる資料

カ 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され、判別することが可能な、配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等

キ 助成金の振込先口座情報

JAS構造材個別実証事業を3件以上の申請するにあたっては

キ クリーンウッド法の登録木材関連事業者登録証の写し

ク 安定供給に係る山元の素材生産事業者等との協定の写し

5 提出にあたっての留意事項

- 1 提出した申請書は、返却しません。
- 2 提出した申請書は、変更又は取り消しができません。
- 3 申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。

第10 (個別実証事業申請の受付について)

地域木材団体は、個別実証事業申請者に対して事業申請受付書(様式2号)を通知します。

第11 (個別実証事業の採択について)

1 審査方法

第9の3の事務局は、提出された申請書について外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します。

2 審査の観点

第9の3の事務局は、提出された申請書について外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で個別実証事業を決定します。

3 審査結果の通知

第9の3の事務局は、審査結果通知書(様式3号)を個別実証事業申請者に通知します。

第12 (個別実証事業の実施及び注意点)

- 1 個別実証事業者は、審査結果通知書(様式3号)受領後、採択された個別実証事業を別に定めるJAS構造材個別実証支援事業助成金交付規程に基づき速やかに実施してください。
- 2 審査結果通知書(様式3号)に記載された日付以前の助成対象木材の調達費は、助成対象外となります。

第13 (個別実証事業の申請の取下げ)

- 1 個別実証事業者は、個別実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかにJAS構造材個別実証支援事業採択取り下げ申請書(様式4号)を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- 2 共同申請された個別実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式1号により再度申請をするものとします。
- 3 全木連は、取り下げ申請書(様式4号)の内容を審査した上で、JAS構造材個別実証支援事業採択取り下げ承認書(様式5号)により、個別実証事業者に申請の承認を通知します。

第14 (状況の報告)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業者に対し、個別実証事業の進行状況に関する報告を求めることができます。

第15 (個別実証事業の対象物件の確認)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、個別実証事業の対象物件を確認することができるものとします。

第16 (交付申請書の提出)

1 個別実証事業者は、事業完了後、J A S 構造材個別実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式6号）1部と以下に挙げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和2年12月18日（金）のいずれか早い期日までに提出してください。

なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材のJ A S 林産物の建て方が終了した日とします。

ア 個別実証事業で得られたJ A S 構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

- ① 構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）及び構造用L V L の場合は、様式6号-2（共通）及び様式6号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか）
- ② C L Tの場合は、様式6号-2（共通）、様式6号-2-②（C L T）-1、様式6号-2-②（2×4工法構造用製材ほか）-2

イ 交付金額の査定に必要となる資料

ウ 記録写真

エ 審査結果通知書（様式3号）の日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書、材料指示書等）

オ 建築確認済証及び第8に定める付属資料において提出した建築確認申請又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請のコピー

2 個別実証事業者は、第1項の交付申請書（様式6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第17（助成金の額の確定等）

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が個別実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式7号）を個別実証事業者に通知するものとします。

第18（助成金の支払い）

個別実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式8号）を全木連に提出しなければなりません。

第19（交付決定の取り消し）

1 全木連は、個別実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。

ア 第16に定める交付申請書（様式6号）を提出しなかった場合。

イ 第8に定めるJ A S 構造材個別実証支援事業申請書（様式1号）の内容が第16に定める交付申請書（様式6号）と著しく異なる場合。

ウ 個別実証事業者がJ A S 構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。）、個別実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合。

エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、個別実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

オ 前4号に掲げる場合のほか、個別実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。

2 個別実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。

- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第20（経理書類の保管等）

個別実証事業者は、個別実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

（附則）

この通知は、令和2年5月28日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材個別実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、厳密な構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国が整備するものを除く）及び住宅（戸建 3 階以下のものを除く）において、類事例の拡大が期待できる建築の構造部分等に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施したもの）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材（中断面以上）又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

別添 2

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0003	札幌市中央区北三条西 7丁目5番地1-2 道庁西ビル2階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1- 8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-14-13	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市德行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1- 7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合 技術センター木材研究 所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8114	福井市羽水 3-110 木材会館内	0776-35-5663 0776-35-7212	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中央区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市におの浜 4-1-20 林業会館内	077-524-3827 077-522-4258	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社)岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社)広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
一般社団法人山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	780-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3- 10-27 天神チクモクビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifty.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1- 11-14 熊本県木材利用普及 研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0033	那覇市久米 2-2-10 那覇商工会議所 4F	098-868-3656 098-863-6431	moku@luck.ocn.ne.jp

様式1号

(別添エクセルシート 様式1による)

令和 年 月 日

様式2号

J A S 構造材個別実証支援事業受付書

宣言事業 No.

会社名

代表者名

地域木材団体名

代表者名

印

御社より申請がありました J A S 構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。

なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

様式3号

令和 年 月 日

J A S 構造材個別実証支援事業審査結果通知書

会社名

代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請された J A S 構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。

なお、J A S 構造材個別実証事業の実施に当たっては、J A S 構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。

(又は)

御社により申請された J A S 構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会
が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、
通知します。

記

受付番号

個別実証事業 No.

以上

様式4号

令和 年 月 日

J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

会社名

代表者名

印

J A S 構造材個別実証支援事業で採択された事業について、事業の実施が困難になったため、採択の取り下げを申請します。

個別実証事業 No.	
物件名	
取り下げ理由	

様式5号

令和 年 月 日

J A S 構造材個別実証支援事業採択取り下げ承認書

会社名

代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請された J A S 構造材個別実証支援事業にかかわる取り下げ申請について、承認されましたので通知します。

個別実証事業 No.	
物件名	

様式6号

(別添エクセルファイルによる。)

※連携により申請した場合は、上記項目について連携者の意見も記載して下さい。

①施主に対して説明を行いましたか？ 【Yes / No】 (選択する)

→Yes を選択された方は、どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。

・品質面、価格面で施主の反応・評価について具体的に記入して下さい。

→No を選択された方は、・なぜ説明を行わなかったかを具体的に記入して下さい。

②助成事業を申請するにあたり、構造は変更しましたか？ (選択する)

(構造に変更がない方は変更前、変更後同じ構造を選択してください。)

変更前：木造軸組工法、2×4 工法、CLT パネル工法、鉄骨造、RC 造、その他 ()

↓

変更後：木造軸組工法、2×4 工法、CLT パネル工法、鉄骨造、RC 造、その他 ()

③JAS 構造材を利用したことでメリットがありましたか？ 【Yes / No】 (選択する)

→Yes を選択された方はどのような点でメリットがあったか具体的に記入して下さい。

④ JAS 構造材を利用したことでデメリットがありましたか？

【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方はどのような点でデメリットがあったか具体的に記入して下さい。

--

⑤ 構造設計をする上で J A S 構造材を利用した事によるメリットがありましたか？

【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方は、どのような点でメリットがあったか具体的に記入して下さい。

--

⑥ 構造設計をする上で J A S 構造材を利用した事によるデメリットがありましたか？

【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方はどのような点でデメリットがあったか具体的に記入して下さい。

--

⑦ 今後の J A S 構造材への希望や期待を具体的に記入して下さい。

--

⑧ 施工中における JAS 構造材について普及の取り組みを具体的に記入して下さい。

--

⑨ 他の助成事業と併用しましたか？ 【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方はどの助成事業と併用したか具体的に記入して下さい。

助成元（国市町村）	事業名	金額（円）

様式6号-2-①(機械等級構造用製材ほか)

- ① JAS 機械等級構造用製材/目視等級区分構造用製材/2×4工法構造用製材/構造用集成材(中断面以上)/構造用LVLを利用するにあたり、供給業者を探すのに苦労しましたか?

【とても苦労した/やや苦労した/どちらともいえない/あまり苦労しなかった/苦労しなかった】(選択する)

- ・どのように業者を見つけましたか?

【既存取引先/取引先からの紹介/本事業のホームページ/その他インターネット/その他】

→その他を選択した方は、具体的に記載して下さい。

- ② JAS材とノンJAS材を比較した場合、価格は次のうちどれに該当しますか?

JAS材が、【高い/変わらない/低い/比較していない】(選択する)

→比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか?

→高い/低いを選択した方は、何%ほど価格に差がありましたか?

%

- ③ JAS材とノンJAS材を比較した場合、納期は次のうちどれに該当しますか?

JAS材が、【長い/変わらない/短い/比較していない】(選択する)

→比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか?

→長い/短いを選択した方は、何日ほど納期に差がありましたか?

日

- ④ 今後、他の物件で機械等級構造用製材または目視等級区分構造用製材を利用しますか?

【とても利用したい/やや利用したい/どちらともいえない/あまり利用したくない/利用したくない】(選択する)

- ・それはなぜですか?選択した理由を具体的に記入してください。

様式6号-2-② (CLT) - 1

① なぜ CLT を選択したか理由を具体的に記入して下さい。

② 他の構造を検討しましたか？ 【在来工法／2×4／その他／検討していない】
(選択する)

→その他を選択した方は、その他の構造を具体的に記入して下さい。

③ 他の構造選択肢と比較して、CLTが優位となった点は次のうちどれに該当しますか？

【価格／先進性／環境面／地域貢献／その他】 (選択する)

→その他を選択した方は、その他の点を具体的に記入して下さい。

・優位となった点の理由を具体的に記入して下さい。

④他の構造選択肢と比較して、CLTが不利となった点は次のうちどれに該当しますか？

【価格／先進性／環境面／地域貢献／その他】 (選択する)

→その他を選択した方は、その他の点を具体的に記入して下さい。

・不利となった点の理由を具体的に記入して下さい。

⑤構造設計において苦勞はしましたか？

【とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかった
／苦勞しなかった】（選択する）

→とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかったを選択した方は、どのような点で苦勞したか具体的に記入して下さい。

--

様式6号-2-② (CLT) - 2

施主の名称					
構造の工法(設計ルート)	工法(設計ルート：)				
構造別階数(内訳)	階(階 工法+ 階 工法)				
竣工日(又は竣工予定日)	平成 年 月 日竣工(平成 年 月竣工予定)				
申請者がこれまでに建築したCLTの棟数	当該物件を含め 棟				
CLTの構造躯体の建方に要した作業者の人工数と日数(基礎施工日数は除く)	人工(人・日) 日間				
CLTの施工に掛かるクレーン等機械の大きさ別の台数	t×	m	台		
	t×	m	台		
輸送に要したトラックの種類と延べ台数	t車	台			
	t車	台			
使用したCLTの製造工場名				(所在地市町村名)	
使用したCLTのプレカット工場名				(所在地市町村名)	
代表的な接合金具の製造工場				(所在地市町村名)	
CLTの納品に要した期間 発注先に○	注文から納入まで約 週間 発注先：CLT製造工場、プレカット工場、(それ以外)				
接合金物の納品に要した期間 (代表的なもの)	既製品の場合：約 週間 特注品の場合：約 週間				
建築物のモジュールに○	910mm、1,000mm、(それ以外)				
ラミナの地域材の指定に○	指定なし、指定有り(地域：)				
使用したCLTの規格・数量等 ※単価は、規格別に現地着価格(CLT+プレカット加工費+運搬費)とする。なお、円/枚又は円/m ³ のどちらかとする。	部材名	単価(円/枚)※	樹種	強度等級/構成	代表的な部材寸法と枚数 厚さ×幅×長さ×枚数
	屋根				
	横架材				
	壁材				
	床材				
	その他				
CLT構造部分に使用した接合金物の価格	1式： 円				

都市計画による地域区分 に○	防火地域、準防火地域、22条地域、それ以外
建築物の用途による制限	用途() 耐火建築物(階 m ²)、準耐火建築物(階 m ²)
今後の普及計画	

令和 年 月 日

様式 7 号

J A S 構造材個別実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名

代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請がありました J A S 構造材個別実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

個別実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

様式8号

令和 年 月 日

J A S 構造材個別実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

J A S 構造材個別実証支援事業の助成金交付規定に基づき、下記個別実証事業の助成金を請求します。

個別実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	